

【支援対象サービスと支援額】（個別再開支援助成事業）

※1 事業所・施設において1利用者につき1回まで助成することができます。

・在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く） 下記①～④のサービス

電話による確認の場合 1500円 /利用者

訪問による確認の場合 3000円 /利用者

①訪問系サービス事業所：訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

②通所系サービス事業所：通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

③短期入所系サービス事業所：短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

④多機能型サービス事業所：小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

・居宅介護支援事業所

電話による確認の場合 1500円 /利用者

（看護師等が協力した場合は、4500円 /利用者）

訪問による確認の場合 3000円 /利用者

（看護師等が協力した場合は、6000円 /利用者）

※看護師等＝看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

※各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含みます